

第8編 被害者救済

第1 救急業務

1 救急業務実施体制

平成30年4月1日現在、12消防本部が133台の救急車により、救命救急センター及び救急病院等との緊密な連携のもとに24時間体制を取り、県内全域において、救急業務を実施している。

- 平成30年中の交通事故に関する救急業務実施状況

出動件数5,937件

(単位：件・人)

(全出動件数の7.0%、前年比0.6%減)

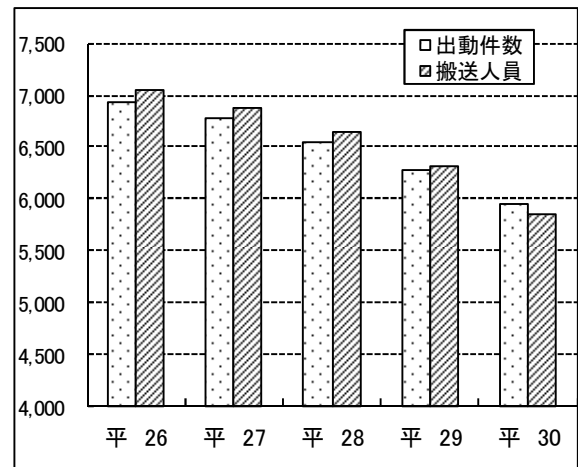
搬送人員5,854人

(全搬送人数の7.5%、前年比0.8%減)

(単位：件・人)

| 区分 | 年 | 平 26 | 平 27 | 平 28 | 平 29 | 平 30 |
|---------|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| 出 動 件 数 | | 6,929 | 6,779 | 6,541 | 6,269 | 5,937 |
| 搬 送 人 員 | | 7,039 | 6,872 | 6,636 | 6,315 | 5,854 |

※平成30年は速報値



2 高速道路における救急業務実施体制

高速道路において、沿線の11消防本部が東日本高速道路株式会社（旧日本道路公団）と取り交わした覚書に基づき救急業務を実施している。また、消防本部間において消防相互応援協定を結び、管轄区域を越えた救急業務の実施及び大規模交通事故に対する応援体制をとっている。

- 平成30年中の高速自動車道の交通事故に関する救急業務実施状況

出動件数203件

(単位：件・人)

(高速自動車道全出動件数の61.9%

前年比2.3%減)

搬送人員208人

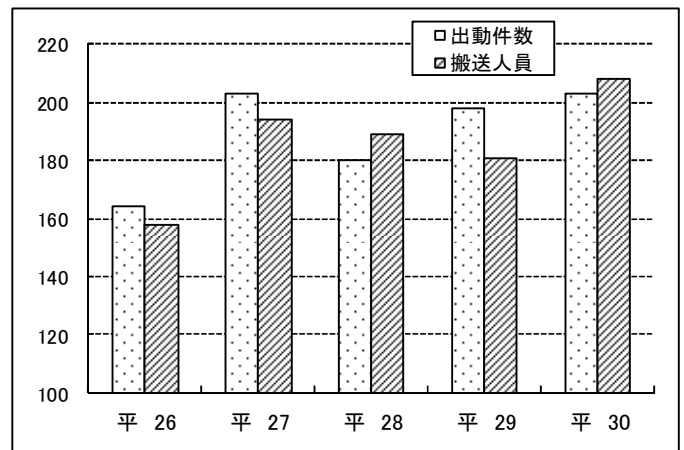
(高速自動車道全搬送人員の67.8%

前年比2.6%減)

(単位：件・人)

| 区分 | 年 | 平 26 | 平 27 | 平 28 | 平 29 | 平 30 |
|---------|---|------|------|------|------|------|
| 出 動 件 数 | | 164 | 203 | 180 | 198 | 203 |
| 搬 送 人 員 | | 158 | 194 | 189 | 181 | 208 |

※平成30年は速報値



第2 交通事故相談

交通事故による損害賠償請求や示談の仕方などについて、総合的な相談に応じた。

1 交通事故相談の実施

県が実施した交通事故相談については、県民広聴室県政相談コーナーに専任の交通事故相談員を配置し、相談業務の運営を強化して関係機関との連携を密にしながら相談にあたった。

また、(公財)日弁連交通事故相談センター及び(公財)交通事故紛争処理センターの利用についても周知徹底を図った。

(1) 常設相談

交通事故相談員2人を配置し、月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く)までの午前9時から12時、午後1時から4時まで相談に応じた。

○ 県庁本庁舎 県民広聴室 交通事故相談員2名 電話024(521)4281

(2) 巡回相談

遠隔地の交通事故被害者の便宜を図るため、4箇所(郡山市、白河市、会津若松市、いわき市)で巡回相談を年間延べ5回実施した。

2 交通事故相談件数

交通事故相談件数は197件で、前年度269件より72件、26.8%減少した。

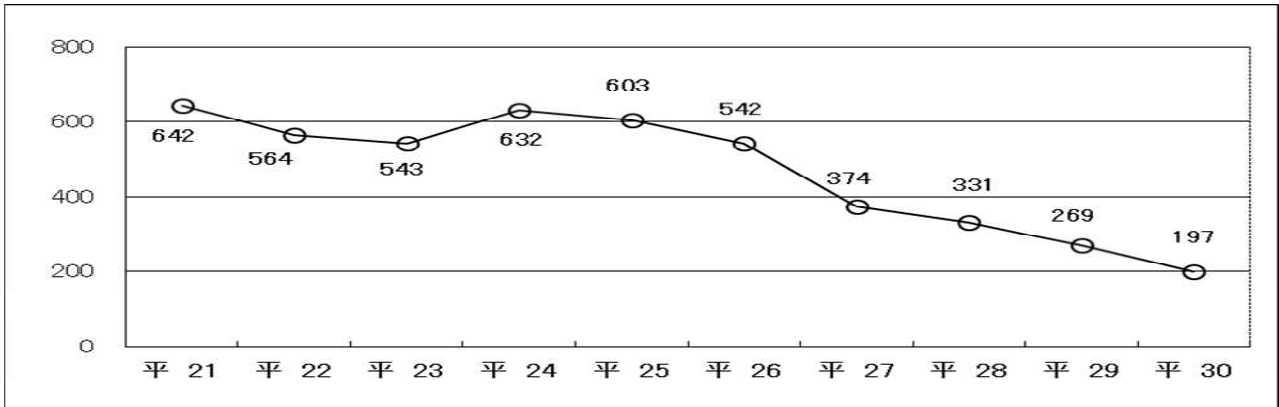
また、相談率は3.7%で、前年度4.2%より0.5ポイント下回った。

年 度 別 相 談 件 数

(単位：件・人・%)

| 事項 \ 年度 | 平 21 | 平 22 | 平 23 | 平 24 | 平 25 | 平 26 | 平 27 | 平 28 | 平 29 | 平 30 |
|-------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 相 談 件 数 (A) 件 | 642 | 564 | 543 | 632 | 603 | 542 | 374 | 331 | 269 | 197 |
| 交 通 事 故 死 傷 者 数 (B) 人 | 14,343 | 13,365 | 11,949 | 12,277 | 10,733 | 9,329 | 7,978 | 7,231 | 6,455 | 5,310 |
| 相 談 率 (A / B) % | 4.5% | 4.2% | 4.5% | 5.1% | 5.6% | 5.8% | 4.7% | 4.6% | 4.2% | 3.7% |

(単位：件)

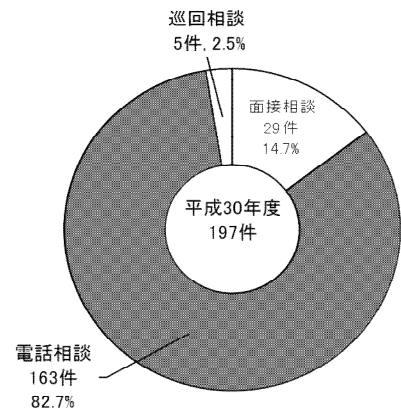


(1) 相談方法別受理件数

電話相談は、163件(82.7%)で、前年度219件(81.4%)より56件減少し、構成比は1.3ポイント増加した。

面接相談は、29件(14.7%)で、前年度41件(15.2%)より12件減少し、0.5ポイント減少した。

巡回相談は、5件(2.5%)で、前年度9件(3.3%)より4件減少し、0.8ポイント減少した。



(2) 新規面接相談の交通事故被害状況

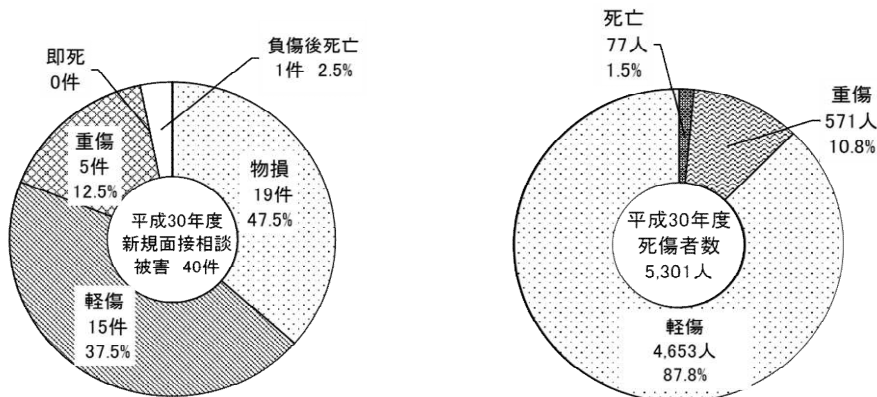
新規面接相談者29人に対し、被害は40件で、人身への被害が全体の52.5%を占めた。

交通事故の死傷者数との関連では、交通事故による死亡者数が77人で前年度より5人増加したのに対し、死亡事故の相談は1件で前年度より1件減少した。

重傷事故の相談は5件で前年度より5件減少した。(重傷者数571人、前年度比70人減少)

軽傷事故の相談は15件で前年度より13件減少した。(軽傷者4,653人、前年度比1,089人減少)

物損事故の相談は19件で前年度より4件減少した。



(単位：件・%)

(3) 新規面接相談者の要旨別状況

新規面接相談者29人に対して、相談要旨は76件で、一人当たり平均2.6件相談していることになる。

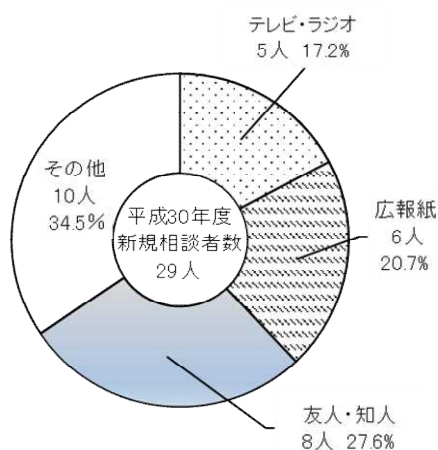
最も多い相談は、「過失程度」で、全体の35.6%を占め、次に「賠償額の算定」が13.2%となった。

| 相談要旨 | 区分 | 相談件数(A) | 割合(A)／(B) |
|--------------|----|---------|-----------|
| ① 賠償責任者 | | 1 | 1.3% |
| ② 賠償額の算定 | | 10 | 13.2% |
| ③ 過失程度 | | 27 | 35.5% |
| ④ 示談の仕方 | | 6 | 7.9% |
| ⑤ 示談解決後の変更取消 | | 1 | 1.3% |
| ⑥ 債務不履行 | | 0 | 0.0% |
| ⑦ 自賠償保険請求等 | | 0 | 0.0% |
| ⑧ 労災社会保険の使用 | | 3 | 3.9% |
| ⑨ 訴訟調停の利用 | | 1 | 1.3% |
| ⑩ その他 | | 27 | 35.5% |
| 計 | | 76 | 100.0% |
| 新規相談者数 | | 29 | |

(4) 新規相談者の交通事故相談所を知り得た広報媒体

広報媒体で最も多かったのは、「友人・知人」で27.6%を占めている。

次に「広報紙」が20.7%、次いで「テレビ・ラジオ」が17.2%となった。



3 市町村との連携

交通事故相談窓口の充実強化のために市町村相談窓口との連携を図った。

第3 犯罪被害者支援

福島県警察は、交通事故の被害者やその家族・遺族（以下「被害者等」という。）の現状や地域で被害者等を支える活動の必要性・重要性について県民に理解を深めてもらうため、年間を通じて「被害者に優しいふくしまの風運動」を展開している。

本運動では、福島県、公益社団法人ふくしま被害者支援センター等関係機関・団体と連携し、被害者等の交通事故による被害の回復・軽減を図るため、各種犯罪被害者支援施策を積極的に推進し、社会全体で被害者等を支える気運の醸成を図った。

1 関係機関・団体との連携

犯罪被害者等早期援助団体に指定されている公益社団法人ふくしま被害者支援センター、福島県、福島県被害者等支援連絡協議会等と連携し、県民への広報・啓発活動を行ったほか、市町村に設置されている犯罪被害者等施策担当窓口において、被害者等が総合的な情報提供等を適切に受けられるよう、働き掛けを推進した。

2 被害者等の視点に立った犯罪被害者支援

被害者等に対しては、その立場に立った迅速できめ細かな支援を行うとともに、被害者支援要員等を適切に運用し、

- 被害直後における付添い
- 各種要望への対応
- 病院等への付添い
- カウンセリング制度等各種支援制度の説明

等の支援を行った。

また、交通事故に遭遇して困惑している被害者等に対し、被害者の手引「交通事故にあわれた方とその家族のために」を活用するなどして、刑事手続、救済制度等の情報を提供した。

3 犯罪被害者支援の気運醸成

被害者等の苦しみや悲しみを理解し、地域社会が一体となって被害者等を支援する気運を醸成するため、

- 中学校、高校において「命の大切さを学ぶ授業」と題した被害者遺族等による講演会
- 犯罪被害者支援広報・啓発イベント「支援の輪を広げるつどい2018」における被害者遺族による講演及び交通事故被害者のメッセンジャー（等身大パネル）・被害者遺族の手記等のパネル展
- 地域で行われる交通安全教室等における交通事故被害者遺族の手記の朗読や各種犯罪被害者支援施策等を紹介したりする出前型ミニ講座
- その他犯罪被害者支援のための広報・啓発活動

等を実施した。

◎ 令和元年交通安全運動福島県年間スローガン
「みんながね ルール守れば ほら笑顔」

◎ 令和元年交通安全運動福島県年間重点事項

○特別重点事項 「交通死亡事故の抑止」

- 1 高齢者の交通事故防止
- 2 子供の交通事故防止
- 3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 自転車の交通事故防止・危険行為の未然防止
- 5 飲酒運転、無免許運転及び速度超過など悪質・危険な運転の根絶
- 6 交差点・カーブ等における交通事故防止
- 7 道路横断中の交通事故防止とゆずりあい運転の実践

令和元年版

交 通 白 書

編集・発行 福島県生活環境部
生活交通課
〒960-8670
福島市杉妻町2番16号
TEL 024 (521) 7158